

土地境界の確定に関する地区説明会(質疑応答)

- **日時**：令和7年11月8日～11月21日(各地区で実施)
会場：各地区公民館等
-

＜質疑応答＞

手法・スケジュールに関する質問

Q1：隣接地の所有者がわからない場合はどうしたらよいか？

A1：町で把握している隣接地の所有者の住所等の情報について、個人情報に該当するが可能な範囲で情報提供を行っていきたい。

Q2：土地区画整理事業による再確定は時間がかかるのではないか？

A2：地籍調査事業による測量に加え、土地区画整理事業による各種手続きが必要であるため、最低でも数ヶ月単位で追加期間がかかります。また、土地の面積増減に伴う清算のための土地評価等の行為が発生した場合は、更に必要な期間が増えることが想定される。

県道・町道に関する質問

Q1：県道や町道の復旧の際の土地境界はどうなるのか？

A1：県道や町道については、現状位置における復旧を基本とするが、現地の状況等により対応を検討する。

費用に関する質問

Q1:面積が変動した場合、固定資産税に影響するか？

A1:登記簿面積の変動に伴い固定資産税も変動する。

Q2:土地区画整理事業の場合に土地所有者負担は発生するのか？

A2:土地の面積増減に伴う清算を行う場合、一般的には換地基準の設定や土地の評価に必要となる費用については、土地所有者負担となる。